

グリーン水素率先利用事業者認証制度実施要綱

制定 令和6年3月19日付5産労産新第413号

(目的)

第1条 この要綱は、グリーン水素を利用する事業者の認証に関して必要な事項を定め、グリーン水素の普及拡大による脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 グリーン水素 再生可能エネルギー電力を利用して水を電気分解したことにより製造された水素
- 二 再生可能エネルギー電力 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例215号。)第2条第4号の3で定める太陽光、風力及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。)第3条の2で定める水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)により発電された電力
- 三 事業者等 東京都内に事業所を有する法人及び個人で事業を営む個人事業主(国、都道府県及び区市町村は除く。)

(グリーン水素率先利用事業者認証制度運用方針)

第3条 認証の対象となるグリーン水素の要件は、グリーン水素率先利用事業者認証制度運用方針(以下「方針」という。)で定める。

(認証の対象者)

第4条 認証の対象者は、東京都内でグリーン水素を利用する事業所を有する事業者等とし、認証後はグリーン水素率先利用事業者という。

(グリーン水素の利用の認証)

第5条 前条の認証を受けようとする者は、グリーン水素を利用した年度の翌年度7月末日までに、グリーン水素の利用に係る実績(以下「実績」という。)について、様式第1により知事に申請しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項の認証の申請を行うことができない。

- 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- 二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定す

る暴力団関係者をいう。以下同じ。)

三 事業者等の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

四 税金の滞納がある者

五 公序良俗に反する行為及び法令違反を行っている者

六 その他、知事が適当でないと認める者

3 知事は、第1項の認証の申請が方針に適合していると認めるときは、第7条第1項の規定によるグリーン水素率先利用事業者認証審査会の意見を聴いた上で、グリーン水素率先利用事業者として認証する。

4 認証された事業者等は、別に定めるグリーン水素率先利用事業者認証制度認証ロゴマークを使用することができる。

(審査に必要な事項の要請)

第6条 知事は第5条第1項及び第3項の規定による申請の審査に必要な場合は、申請者から必要な資料の提出を求め、又はその職員に実績に関連する事業所等に立ち入り、必要な帳簿書類若しくは施設その他の物件を調査させることができる。

(グリーン水素率先利用事業者認証審査会)

第7条 知事は第5条第1項及び第4項の内容やこの要綱の規定によりその権限に属する事項を審査するため、グリーン水素率先利用事業者認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(公表)

第8条 知事は第5条第3項の認証の内容を公表することができる。

2 第5条第3項の認証を受けた者は、実績が知事の承認を受けたものである旨を表示することができる。

(認証の取消し)

第9条 知事は、第5条第3項の認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

一 第5条第2項の要件に該当したとき。

二 虚偽の申請により認証を受けたとき。

三 公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められたとき。

2 知事は、前項に基づき認証を取り消したときは、その旨を事業者等に通知する。

(データ保存等)

第 10 条 第 5 条第 3 項の認証を受けた者は、グリーン水素の利用に係るデータを把握し、保存しなければならない。

2 前項のデータは、関係書類とともに、認証に係る書面の交付を受けた日から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。